

かがわの 中小企業と 組合

Small Business
&
Associations

9

2026 September NO.824

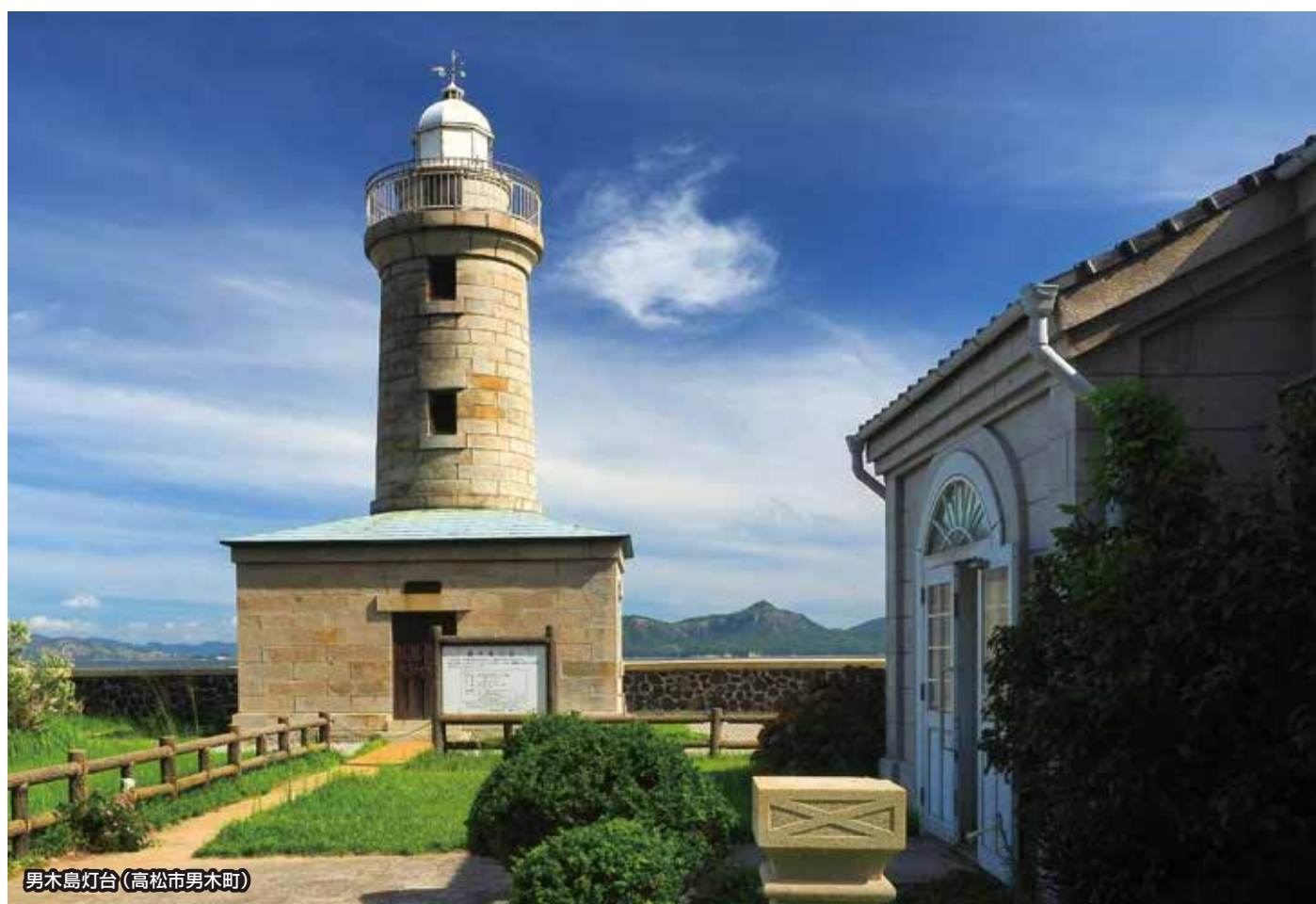
巻頭ゼミナール

お知らせ

特集

情報連絡員レポート

金融ニュース



男木島灯台(高松市男木町)

お知らせ

ハラスメント対策・改正ポイントのご案内

特集

「稼ぐ力」の強化に何が必要か～『中小企業白書(2026年版)』を読んで(上)～



香川県中小企業団体中央会

〒760-8562 高松市福岡町2丁目2番2-401号(香川県産業会館4F)
TEL 087-851-8311 FAX 087-822-4377

香川県中央会

検索

<https://www.chuokai-kagawa.or.jp>

会員の皆様へ、団体割引制度があります！

西日本自動車共済（経済産業局認可組合）の自動車共済です！

自動車保険で
お困りはありませんか？

西日本自動車共済に相談してみませんか？

相談無料



★団体割引 **17.5** %が適用できます！

★他損保からの乗り換えも簡単です！

★割引の対象となる方は…

- ①【会員の皆様】
- ②【会員企業の役員・従業員】
- ③【②の同居の親族】
- ④【②の別居の扶養親族】まで対象です！



詳しくは 087-851-3208

または、 087-822-6309

香川県火災共済協同組合まで、お気軽にお問合わせください！
西日本自動車共済協同組合 香川県支部まで

新築建物のお得な火災共済のご案内（築浅割引）



火災共済では新築の住宅だけではなく、事務所・店舗・工場・倉庫等の建物すべてに築浅割引が適用になります。

新築～
築5年未満

70%割引

築5年以上～
築10年未満

60%割引

築10年以上～
築20年未満

30%割引

香川県火災共済協同組合

高松市福岡町2丁目2番2-501号

☎(087)851-3208



おいしいお米を
皆さまのもとへ！



うどんも販売
しています。
詳しくは組合まで

香川県食糧事業協同組合

〒760-0066 高松市福岡町3-17-22

TEL.087(851)0571 FAX.087(851)2416

<http://www.kensyoku.or.jp>

もしもの備えが、会社の未来を守る — 今から始めるBCP



山下 晶子

きらり経営コンサルティング 代表
中小企業診断士／ITコーディネーター

Akiko
Yamashita

このたびの熊本地震や各地で発生した大雨等の災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興と、被災された皆さまが安心した生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

近年、地震、台風、集中豪雨などの自然災害が全国各地で相次いでいます。香川県は比較的災害の少ない地域といわれていますが、こうした災害を目の当たりにすると、「自社で災害が発生した場合、事業を続けることができるだろうか」と不安を感じる方も多いのではないのでしょうか。特に中小企業にとって、災害による事業停止は、その後の経営そのものを左右する大きな問題です。

そこで重要となるのが、BCP (Business Continuity Plan＝事業継続計画) です。

BCPとは、自然災害などの緊急事態に遭遇した場合に、事業資産への損害をできる限り抑えながら、中核となる事業を継続、または早期に復旧するため、平常時の備えや緊急時の対応方法をあらかじめ定めておく計画です。

BCPというと、「大企業が作る難しい計画書」という印象を持たれる方もいるかもしれませんが、しかし、むしろ経営資源が限られている中小企業ほど、その必要性は高いといえます。

例えば、社長しか判断できない業務がある、特定の社員しか分からない仕事がある、主要な仕入先が一社に集中している、重要なデータが社内のパソコンにしか保存されていない、工場や店舗が一拠点しかない……こうしたことに心当たりはないでしょうか。

平常時には問題なく事業が回っていても、災害によって社長や担当者が出勤できなくなったり、設備が使用できなくなったり、仕入先から商品が届かなくなったりすると、一つの問題が会社全体の事業停止につながる可能性があります。

また、BCPで考えるべきなのは、自社そのものが被災するケースだけではなく、道路や物流が止まる、取引先が被災する、停電や通信障害が発生する、従業員が出勤できないなど、自社の建物に被害がなくても事業が止まる場合があります。つまり、BCPは単なる「防災対策」ではありません。

防災が主に「人命や建物を守ること」を目的とするのに対し、BCPでは、「事業が止まったときに、何を優先し、どのように事業を継続・再開するのか」を考えます。会社の存続や雇用を守るための重要な経営課題の一つとして捉えることが大切です。

では、何から始めればよいのでしょうか。

最初から何十ページもの立派な計画書を作る必要はありません。まずは経営者と従業員で、「もし明日、大きな災害が起こったら」と考えてみることから始めてはいかがでしょうか。

「自社で絶対に止めてはいけない業務は何か」

「その業務は何日までなら停止できるか」
「社長が不在の場合、誰が判断するのか」
「従業員の安否をどのように確認するのか」
「顧客や取引先にどのように連絡するのか」
「データのバックアップはあるか」
「仕入先が止まった場合、代替先はあるか」
「事業が停止した場合、必要な資金はいくらか」

こうした問いについて一つずつ考え、対応策を決めていくことが、BCP策定の第一歩です。

そして、BCPを考えることには、災害対策以外の効果もあります。

自社の重要な業務は何なのか、特定の人に業務が集中していないか、どの取引先への依存度が高いのか、どのデータを守らなければならないのか……。こうしたことを整理することで、自社の経営上の弱点が見えてきます。業務の標準化、人材育成、取引先の分散、データ管理の見直しなど、日常の経営改善につながることも少なくありません。

香川県においても、南海トラフ地震をはじめ、台風や豪雨など、さまざまなリスクへの備えが必要です。香川県では、中小企業向けのBCP取組指針を公開するとともに、BCP策定に取り組む県内中小企業への支援を行っています。

BCP策定について相談したい場合は、香川県商工労働部経営支援課のほか、最寄りの商工会・商工会議所などに相談することができます。

また、「BCPに取り組むのは少しハードルが高い」と感じる中小企業には、防災・減災に向けた取組を簡易な形で整理し、国の認定を受けることができる「事業継続力強化計画」から着手する方法もおすすです。

「何から手を付ければよいか分からない」「自社だけで計画を作るのは難しい」という場合には、こうした公的な支援機関を活用し、専門家の助言を受けながら進めることも一つの方法です。

「災害が起きてから考える」のではなく、「何も起きていない今だからこそ考える」ことが重要です。BCPは会社を守るだけの計画ではありません。従業員とその家族、取引先、そして地域とのつながりを守り、事業を将来につないでいくための経営計画です。

まずは、「もし明日、会社が止まったら、どうするか」。この問いを社内でも話し合うことから、BCPへの第一歩を始めてみてはいかがでしょうか。

〈香川県内の主な相談先〉

まずは各機関のWebページをご確認ください。

- 香川県 商工労働部 経営支援課
- 最寄りの商工会・商工会議所
- 四国経済産業局 産業振興課(事業継続力強化計画)
- 香川県中小企業団体中央会

お知らせ 1

ハラスメント対策・改正ポイントのご案内

2026年（令和8年）10月1日、改正労働施策総合推進法等の施行により、すべての事業主を対象としてカスタマーハラスメント（カスハラ）および求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）の防止措置が義務化されます。

今回は、改正ポイントの内容をご案内します。

●カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
- ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

1. 顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含まれます。）
2. 社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- 契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- 不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- 威圧的な言動
- 継続的、執拗な言動
- 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

●カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
 - ②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容（※）を、労働者に周知する
- （※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要な
カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

●求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

■求職者（企業の求人に応募する者）

■求職者以外の者であって、

- 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
- 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛を感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛を感じてその求職活動等の意欲が低下していること

●求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
 - ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
 - ③求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する
- （※）面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類の指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

中央会からのお知らせ
組合事務局代表者等
研修会のご案内

本会では、会員組合を対象にカスハラ対策の研修会を下記の要領で開催いたします。ぜひ、ご参加下さいませようご案内申し上げます。

1. 開催日時 令和8年10月19日(月)13時30分～15時30分
2. 開催場所 ホテルパールガーデン2階「讃岐A」
高松市福岡町2丁目2番1号（TEL 087-821-8500）
3. テーマ 対応必至! 中小企業におけるカスハラ対策
【講師】社会保険労務士 佐藤 秀樹 氏
4. 参加費 無料
5. 締 切 10月9日(金)まで
6. お問い合わせ 香川県中小企業団体中央会 事業振興部（TEL 087-851-8311）

「稼ぐ力」の強化に何が必要か ～『中小企業白書(2026年版)』を読んで(上)～

プロフィール

桜美林大学リベラルアーツ学群教授 堀 潔

1990年慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程単位取得退学。常磐大学専任講師を経て1994年桜美林大学経済学部専任講師。2003年より現職。2021年より副学長。現在、日本中小企業学会会長、公益財団法人大原記念労働科学研究所理事・所長、一般社団法人中小企業産学官連携センター(JCARPS) 監事などを併任。著書に『地域とイノベーションの経営学～アジア・欧州のケース分析～』(桜美林大学ビジネス科学研究所地域イノベーション研究グループ編：中央経済社)、『21世紀中小企業のネットワーク組織』(関智宏・中山健編著：同友館) など。

※本稿は全国中小企業団体中央会発行「中小企業と組合」より出典。文中に記してある図表番号や事例番号は『中小企業白書(2026年版)』に掲載されているものであり、本稿ではこれらの掲載は割愛したので、関心のある図表や事例、コラムに関しては、直接、『中小企業白書(2026年版)』

(<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2026/PDF/chusho.html>)での確認をお願いしたい。

VOL.1



1. はじめに

『中小企業白書(2026年版)』(以下『白書』という)は、『小規模企業白書』と併せて、本年4月24日に閣議決定され、公表された。構成は第1部「令和7年度(2025年度)の中小企業・小規模事業者の動向」、第2部「『強い中小企業』に向けた『稼ぐ力』の強化」から成る。この点において『白書』は例年のものとそれほど大きな違いを見せてはいないが、内容を読んでいくと、今年版には従来以上に強い問題意識が込められているように思われる。すなわち、賃上げの継続が求められる一方で、人手不足は一段と深刻化し、しかもその傾向は一時的なものではなく、今後の日本社会における構造的な制約として現れてくるという認識である。

『白書』は、こうした環境変化の下で、中小企業が単に現状を守ろうとするだけでは立ち行かなくなる可能性を示唆している。『白書』の複数箇所において「現状維持は最大のリスク」とまで述べられており、中小企業には短期的な損益管理だけではなく、事業や組織のあり方そのものを見直す中長期的な経営対応が求められている。

その意味で、『白書』の中心的なメッセージは、「稼ぐ力」を高め、「強い中小企業」へと転換していくことにあるといえよう。ここでいう「稼ぐ力」とは、単に売上を増やすことではなく、付加価値を持続的に生み出す力であり、その基盤として労働生産性の向上、価格転嫁の推進、高付加価値化への投資、人材の確保・活用、さらにはAI活用やデジタル化による業務の見直しが位置づけられている。

本稿では3回に分けて、まず2025年度の中小企業の動向を確認したうえで、『白書』がいう「稼ぐ力」の内容を整理し、その具体策を事例に即して読み解くことにしたい。あわせて、『白書』のコラムで触れられている制度改正や新たな政策メッセージにも言及しながら、中小企業経営にとっての意味を考えてみたい。

2. 2025年度の中小企業動向と白書の 問題意識(『白書』第1部)

2025年度の中小企業をめぐる環境をみると、第一に挙げられるのは賃上げ圧力の高まりである。春季労使交渉では高い賃上げ率が示され(『白書』第1-1-16図)、最低賃金も引き続き引き上げられている(『白書』第1-1-17図)。賃上げそのものは日本経済全体にとって望ましいが、中小企業にとってはその原資をいかに確保するかが大きな課題となる。大企業に比べて価格支配力や収益余力に乏しい中小企業ほど、その難しさは大きい。

第二に、人手不足の深刻化である。近年、多くの業種で人手不足感が強まってきたが、『白書』はこれを景気回復局面に特有の一時的現象としてではなく、「労働供給制約社会」の到来という長期的視点から捉えている(『白書』第1-1-14図)。つまり、今後は労働力人口そのものが制約されるなかで、中小企業の雇用者数の減少も見込まれるのである。

人手不足が長期化することへの対応を、単なる採用努力や待遇改善の問題としてだけ理解しては不十分である。必要なのは、限られた人材でどのように付加価値を生み出すか、どの業務を人が担い、どの業務を標準化・省力化・デジタル化するかといった、経営全体の再設計である。『白書』が「現状維持は最大のリスク」と述べるのは、まさにこの点にかかわっている。

来月号に続く

10月号は『白書』第2部「『稼ぐ力』とは何か」、「付加価値額を増やす取組」について、11月号は「稼ぐ力」の強化に何が必要か～『中小企業白書(2026年版)』を読んで(下)～について掲載予定です。

KAGAWA DX FAIR 2026

DXのヒントが見つかる！

かがわDXフェア 2026

入場
無料

お知らせ

開催 概要

開催日時

2026年10月20日(火) 10:00-16:00

会場

サンメッセ香川

会場MAP▶



大展示場・特別会議室

(高松市林町2217-1)

基調講演



講師選定中

- ・最先端のDX事例
- ・生成AIの活用方法等

展示ブース

60ブース(予定)

こんな方におすすめ！

- ・デジタル技術やDXに興味がある方
- ・DX推進に課題を感じている事業者



詳細は下記のQRをチェック！

主催：かがわ情報化推進協議会

共催：香川マルチメディアビジネスフォーラム

後援：香川県・四国総合通信局・かがわ産業支援財団

お問い合わせ先

事務局：香川県政策部

デジタル戦略課

TEL:087-832-3138

かがわDXフェア2026



検索

中東情勢の緩和期待により主要3指標で改善となった。

2026年7月

製造業	食料品 	●今年度「さぬきの夢」うどん技能グランプリの開催方法を見直す。本選を勝ち上がったうどん職人が、初めて公開ステージでうどんを手打ちし、審査員・来場者が審査する。決勝戦の開催に向けて、8月1日よりクラウドファンディングを開始するので、うどんを愛する方々のご支援、ご協力をお願いしたい。(製粉製麺) ●輸出の量は2割程度の減少だが為替の関係で売上は2割程度増加している。輸出に、経営戦略を立てている企業のみ収益が上がっているようである。秋からの商材の値段や数量の交渉が始まっているようである。昨年より値上げ傾向で、新製品等目新しいものを試行錯誤しながら製造しているようである。アメリカへの輸出が増えているようで駐在員等を置いて営業している会社も出てきている。(味噌) ●日本冷凍食品協会による5月の冷凍食品生産数量は昨対99.8%となった。カテゴリー別にはフライ揚げ物類100.3%、フライ類以外の調理食品101.3%、菓子類93.3%となり、菓子類のみが前年を下回った。業態別では市販用が100.9%、業務用が97.9%という結果となった。帝国データバンクによる7月の飲食料品の値上げは2,566品であり、値上げ率は月平均11%となっている。ナフサに関する包装資材では値上げが多くみられるものの供給不足の問題は緩和されてきている。(冷凍食品) ●暑さのため、売上が減少している。(パン)
	繊維工業 	●長引く中東情勢の影響、また、生産コストの高騰と人件費の高騰が相成り、利益面の圧迫が大きい事業者が増えてきているが、今のところ雇用への影響は聞こえてこない。ファッション・防寒用手袋の国内の市場縮小は加速する一方で、海外への進出が残された唯一の打開策かもしれない。(手袋)
	木材・木製品 	●製造事業者は7～8月で値上げを実施。これから値上がりする資材がどれくらい上がるのかわからないが、値上げのタイミングとしてはタイムリミットと判断。商業事業者は商品値上げの影響で受注が減っている。7月8日～9日、「大川夏の彩展」に組合員3事業者が参加、香川県産木を利活用した家具やコタツを出展。集客は初日:前年比80%程度/2日目:前年比60%程度。家具業界の低迷ぶりが伺える。7月は値上げ前の駆け込み需要もあり、売上が伸びた事業者もある。値上げ後、どの程度受注減となるかは予測し得ないが、香川県産広葉樹利活用の家具の販売促進と、今後の商品開発に注力していく。(家具) ●建築資材に関連する様々な物の値上がり、金利の上昇などが続く中で、住宅価格の高騰が進んでおり、住宅需要がこの先さらに厳しくなりそうである。(製材) ●物価高、物流の悪化による物不足等、悪循環で概ね住宅着工の見合わせ、建て控えなどが続き、業況は厳しいまま推移している。ただ、一部では物価が下がる要素、見込みがないことから、住宅着工に踏み切る気配も見られ始めている。(木材)
	印刷 	●中東情勢の影響で、資材供給が不安定な状況は変わっていない。8月からも資材の値上げの連絡があり、利益を圧迫している状況である。
	窯業・土石製品 	●需要減の傾向が続いており、今後の需要動向が懸念される。(生コン) ●事業所内の人員不足が深刻である。不足分を事業主が補って何とか納期を守っているという状況のなか、酷暑が体力を奪っており、体力の限界がきているのではないかと感じる。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品 	●色々と動き出しているようで、概ね組合員の会社の受注状況は良くなっているようである。ただ、様々な物の価格の先高観があり、お客様のところでも慌てて仕事が出ているようである。(鉄鋼) ●建築鉄骨HグレードFABは、山積み度を5～10カ月程度確保している。Mグレード及びRグレードFABは1～3カ月程度と格差があるが、全体としては組合間の協力で工場稼働率は一定程度保たれている。しかし、鋼材・副資材など的高騰で受注単価は厳しい状況である。また、人材不足のため、外国人採用が増えている。(建設用金属)
	輸送用機器 	●前月と同じく業況に変化はない。酷暑により熱中症の発症者が出始めており、職場での対策が喫緊の課題となっている。(造船)
非製造業	その他 	●組合員の業況はあまり良くないと思うが、我が社の売上は高額商品により増加した。個人客が家のリフォームに合った商品を購入したようである。(漆器) ●前期同様良くなく、低迷状態が長く続いている。(綿寝具)
	小売業 	●中東情勢の影響が広く波及し、値上げが何回も繰り返されている。野菜も高温障害を受け高くなっているものがあるが、夏野菜は比較的順調に出荷されている様である。(青果物) ●ガソリン補助金が見直しがあるかもしれないという情報があるので今後の動きを注意する必要がある。県外安売り業者の販売価格による周辺地域SSの収益圧迫の影響がある。エンジンオイル・重油等の供給については、徐々に流通量が戻ってきている様子である。(石油) ●LPガス料金の上昇の影響を受けるご家庭や事業者の負担軽減を図るため、香川県からのLPガス料金高騰対策の補助金を活用して、使用料金の値引きを行う。LPガス販売事業者を通じて令和8年10月のLPガス請求額から一般消費者は1,500円(税別)、事業用消費者は使用量に応じて1,500円(税別)～22,500円(税別)を値引きする。(LPガス) ●7月の気温上昇に伴いエアコンの需要が増加した。LEDの買替需要は継続しているものの、前年はパソコンの買替需要が大きかったため、売上は前年比で減少している。例年と比較すると、今年の水準は平均的である。(電機)
	商店街 	●7月に入り、本格的な暑さが始まり、ようやく季節物(衣料品、雑貨等)の動きが良くなった。衣料品はほとんどの店舗でセールが始まっており、利益率は低いものの、売れてくれるに越したことはない。ただし、物価高騰の波は収まらず、顧客の財布のヒモが固いことは変わらず、慎重な消費行動が顕著であり、楽観できるものではない状況も続く。商店街の通行量は落ち着くことなく右肩上がりが続いており、香川県や高松市の増々の観光人口が裏付けされている形である。合わせて、地元客からも商店街へ行く楽しみ(必ずしも買い物目的ではない動き)を理解していただき、地元客の来街者数も増えていられる。この追い風により、飲食店や土産物店、観光宿泊関連は好調なものの、物販店は数字を伸ばせておらず、課題が残る。改修工事中の中央公園のカフェスペースが今秋に先行オープンすることから、商店街から中央通り、中央公園へと新たな人流ができると思われ、現在、県が試行している中央通りの歩車分離信号設置やスクランブル交差点化の効果が確認できることとなる。香川県がサンポート地区と商店街、百貨店を結ぶ「まちなか直行バス」は、本年2月

7月の県内景況は、前年同月と比べて売上高DI値は-14.6ポイントで前月調査の-33.3ポイントから18.7ポイントの改善、収益DI値は-33.3ポイントで前月調査の-39.6ポイントから6.3ポイントの改善、景況DI値は-29.2ポイントで前月調査の-31.3ポイントから2.1ポイントの改善となった。

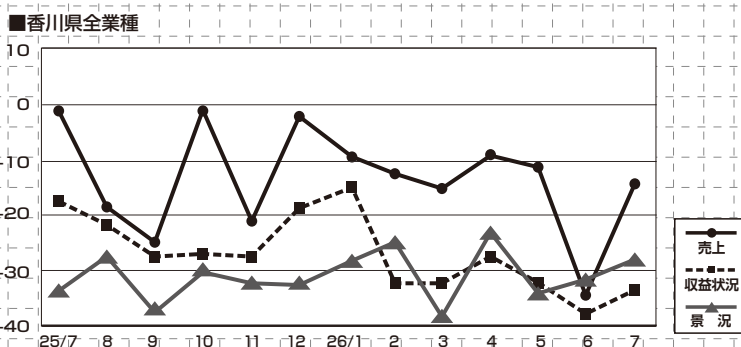
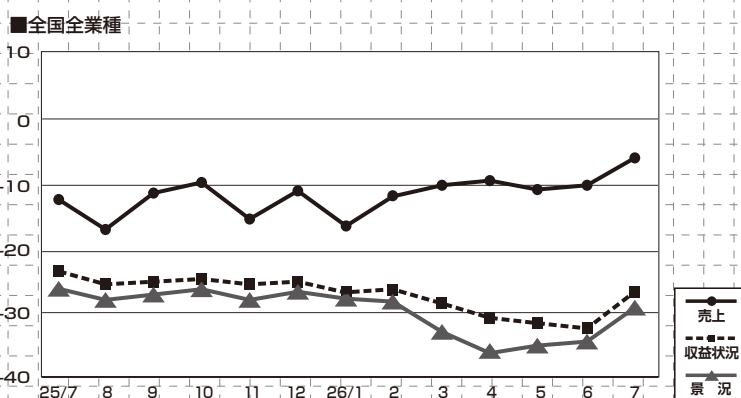
非製造業	商店街 	の試験運行開始から6カ月間を試験期間と位置付けて運行してきたが、現在のところ、認知と利用がまだまだ足りていないことから、利用の定着化に向けて（若干の運行ルート変更も織り込み）、期間未定で延長することとなり、運行が続けられている。（高松市①） ●初旬は御中元商戦時期のため、デパートの紙袋を提げて歩く家族連れの人々で賑わっていた。中旬は雨天の日も多く通行人も減少しているように思えた。また、ボーナスシーズンということもあり、夜になると職場仲間達と「暑気払い」などの名目で楽しく飲んで往来される人流は多かったように思えた。（高松市②） ●7月20日から商品の値上げがあるため、駆け込み購入が見られ、売上が上昇。しかし、先行きは心配である。（丸亀市①） ●異常で危険な暑さが続き、高齢者を中心に外出を控えている現状にある。エアコンをつけた自動車ならともかく、徒歩や自転車では買い物にも行けない。猪熊美術館が改修工事で休館しており、丸亀城へ行く人の数も少ない様子で、観光客も減っている。（丸亀市②） ●日陰のない太陽サンサンの商店街を行き来する人は、銀行や郵便局、役所関係等必要欠くべからざる用件を持つ人で、それ以外は通らない。客待ちのアイドリングタイムの経費が重たく、店舗の照明を下げている。また、営業日数を減らすか営業時間を短縮している。目を引くショーウィンドウがない。最近までいた従業員の姿を見なくなった店がある。開店当初賑わっていた駅近くの飲食店も鳴かず飛ばすで明るい話題が無い。（観音寺市）
	サービス業 	●美容業界及び美容室の生産性向上に結び付く技術力を磨くために、全国大会へ向けての地区大会が開催されており、サロンスタッフ、美容学生それぞれの挑戦している。全日本美容技術全国大会は鹿児島県で10月に、全国学生技術大会は岡山県で11月に開催される。（美容）
	建設業 	●中東情勢の影響で、取引業者の中には依然、資材等の目詰りがあり、仕入単価の高騰により収益状況は悪化している。（建築） ●本格的な暑さが到来しているが、建設現場では、WBGT測定・休憩所設置・水分塩分補給・服装管理・緊急対応を組み合わせた総合的な暑さ対策が法的に義務化されたこともあり、十分な対策を講じている所が多い印象。また、労働環境の改善や、ここ数年で空調服をはじめとする熱中症対策グッズの普及率もかなり上がっている。組合を通して、空調服の推奨、販売等もしているが、機能重視の為、地域量販店の価格帯には対抗できていない。様々な暑さ対策をしたところで、猛暑の屋外作業であることから、雇用の面では、敬遠される大きな要因となっている。（総合建設） ●7月販売分より資材単価を値上げしている。（水道工事）
	運輸業 	●令和8年3月16日に小豆郡及び直島町を除く香川県全域において13.05%の運賃改定がなされた。令和8年6月の輸送実績は、対前年同月比で営業収入117.8%、輸送人員は103.4%となった。（タクシー） ●令和8年6月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、4.2%増となり、対前月比では8.2%増となった。また、6月分利用車両数の対前年同月比は、3.9%増となった。（トラック）

香川県内の業種別DI値の変化（対前年同月比）

	売上高	収益状況	業界の景況
製造業	食料品 		
	繊維工業 		
	木材・木製品 		
	印刷 		
	窯業・土石製品 		
	鉄鋼・金属製品 		
	輸送用機器 		
	その他 		
非製造業	卸売業 		
	小売業 		
	商店街 		
	サービス業 		
	建設業 		
	運輸業 		
	その他 		

※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

DI値の推移（対前年同月比）



商工中金だより

お客さまのライフステージごとの経営課題に着目し、特に商工中金として事業性評価能力を向上し、積極的に強化していく3つの分野（カテゴリーS・E・T）を「差別化分野」と位置付けました。お客さまの企業価値向上とともに、商工中金自身の長期的な収益基盤拡大や適切なリスクテイクを通じた持続的成長のため、今後、積極的に対応力向上を図っていく分野です。

Startup（スタートアップ支援）

スタートアップ特有の課題を踏まえた
一気通貫のサポート

- ▶ファイナンスを中心とする適切なリスクテイク
- ▶メザンファイナンス、外部アライアンスの活用
- ▶ビジネスマッチングを通じたセールスサポートの強化

Esg（サステナブル経営支援）

“SPEED”の視点*を活用した
事業性評価やお客さま支援を推進

- ▶CO2排出量削減コンサルティング等、サービス拡充
- ▶従業員エンゲージメント向上、BCP策定支援等
- ▶中小企業組合、関係会社等との連携

*商工中金が独自に定めた、組織・職員のサステナビリティに対する取組みの基本的な視点。
SPEED・・・Sustainability, Productivity, Empathy, Ecology, Digitalの頭文字

TurnAround（事業再生支援）

専門性向上と対応力の底上げにより、
事業再生のトップブランドを構築

- ▶経営危機の未然防止と危機状態からの脱却支援
- ▶多様なキャリアを持つ専門チームによる高度な支援
- ▶人的資本の充実にに向けたサポート強化

（お客さまライフステージ）

創業期

成長期・
成熟期

事業再生期

本業支援 事業性評価を起点とした本業支援
○ビジネスマッチング ○海外展開支援 ○事業承継 ○M&A 等

金融支援 お客さま支援の基本となる金融支援
○資金繰り対策融資 ○セーフティネット機能の発揮 ○財務構築改革支援
○成長投資支援 等

なお、詳細につきましては、商工中金
高松支店までお問い合わせください。
【お問い合わせ先】
**株式会社商工組合中央金庫
高松支店**
〒760-0052 高松市瓦町 1-3-8
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併などにより経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約する中小企業者および事業を承継・集約される中小企業者の資金調達の円滑化を支援します。
詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

○事業承継・集約・活性化支援資金の概要

ご利用 いただける方	1 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含みます。）と共に事業承継計画を策定している方 2 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方 3 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者（同項第1号イに該当する方に限ります。）の代表者、同法第12条第1項第2号の規定に基づき認定を受けた個人である中小企業者または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 4 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難になっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 5 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）を図る方（取組後、おおむね5年以内の方を含む。）、新たな取組を図る方（取組後、おおむね5年以内の方を含む。）又はPMIの取組を図る方	
お使いみち	「ご利用いただける方」の1に当てはまる方が、事業承継計画を実施するために必要な設備資金および運転資金 外	
融資限度額 （いずれも別枠）	国民生活事業	7,200万円
	中小企業事業	14億4千万円
ご返済期間 （うち据置期間）	設備資金	20年以内＜うち据置期間5年以内＞
	運転資金	10年以内＜うち据置期間5年以内＞
利率（年）	国民生活事業	基準利率、特別利率A、特別利率B
	中小企業事業	基準利率、特別利率①、特別利率②
担保	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	

〈支店窓口〉株式会社 日本政策金融公庫 高松支店
URL : <http://www.jfc.go.jp>
〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業（2階） Tel.0570-085-298 Fax.087-822-9274
中小企業事業（3階） Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423
農林水産事業（3階） Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

プロ人材採用で「攻めの経営」へ



企業の成長戦略実現（DX推進含む）のため、新たな人材採用や副業・兼業人材を検討している方はお気軽にご相談ください。

相談無料

平成27年拠点開設後
人材マッチング実績 1,100 名超



ホームページ

公益財団法人かがわ産業支援財団

香川県プロフェッショナル人材戦略拠点

高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 1 階

☎087-867-3520

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、1959 年の設立以来、120 万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 小企業退職金共済制度

安心

確実な退職金支払
安心の資産運用

有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ

(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL.03-6907-1234



詳しくは
ホームページをご覧ください。

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	永遠の記憶	東野圭吾	文藝春秋／2,310円
2	80代になるとたいいボケるか死ぬ。 70代は神様から与えられた特別な時間	林真理子	幻冬舎／1,034円
3	夏帆 The Tale of KAHO	村上春樹	新潮社／2,860円
4	ハヤブサ消防団 森へつづく道	池井戸潤	集英社／2,200円
5	ハーバード、スタンフォード、オックスフォード …科学的に証明された すごい習慣大百科 人生が変わるテクニック 112 個集めました	堀田秀吾	SBクリエイティブ／1,760円

香川県書店商業組合調べ

65歳で再雇用が
終わる社員から
もう少し働きたいと相談があった。
今までの経験を活かせる
再就職先はないかな？

一時的に社員の
仕事がなくなってしまう。
そんな時どうすれば
いいの？

採用って難しい。
当社に合う人を紹介
してくれたら
助かるのに。

雇用の問題 お悩み解決のための サポートをします！

ハラスメント防止など
セミナーの必要性は
感じているが、
なかなか手が回らない。

他社に出向して
広い視野を持ってもらい、
当社の業務改善に
つなげたい。

早期退職を
募らなくてはいけなくなった。
従業員の次の就職先を
見つけたい。

安心のサポート

そうだ
相談してみよう



産業雇用安定センターとは？

1987年（昭和62年）労働省（当時）、日経連、産業団体などが協力して、
「失業なき労働移動」を支援する公的機関として設立。
以来30余年にわたり、再就職・出向などによる企業間の労働移動をサポートしています。



全国の労働局・
ハローワークと
連携



全国
47都道府県に
事務所を設置



相談・紹介・
仲介・斡旋の
費用は無料



設立以来、
26万人の
再就職・出向の
支援実績



1人の求職者に
一人の
コンサルタントが
マンツーマンで
サポート

お問い合わせ先



公益財団法人 産業雇用安定センター（ジョブ産雇） 香川事務所

〒760-0054 高松市常磐町1丁目3番地1号 瓦町FLAG 9階

TEL 087-802-6355 FAX 087-802-6357

ご利用時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

<https://www.sangyokoyo.or.jp>

産業雇用

検索



経営者・役員・従業員とそのご家族の
安心の保障を準備するために
中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
万一の保障

団体扱生命保険

団体扱*（月払）の場合、
一般扱（口座振替毎月払等）で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の方さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



*団体扱とは、香川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込む取り扱いのことです。

*一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。

*詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起
情報）」「ご契約のしおり・約款」および香川県中小企業団体中央会の
「退職金共済規程（規約・規則）」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代
理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しております。

【お問い合わせ】

大樹生命保険株式会社 東四国支社

〒760-0026 香川県高松市磨屋町 2-8 あなぶきセントラルビル 6F
TEL:087-851-3531

B-2026-1014 (2026.4) (損保) B-2026-105 (2026.4) 使用期限 2027.3.31 大樹-KB-2025-821

●あなたの BEST パートナー

生命を守るコンクリートを試験します！

香川県生コンクリート工業組合 技術試験センター

〒760-0002 高松市茜町28番40号 TEL:087-812-0806 FAX:087-812-0857

【試験項目】

コンクリートの圧縮強度試験・曲げ強度試験,コンクリートの静弾性係数試験

コンクリートの長さ変化試験,硬化コンクリート中に含まれる塩化物イオンの試験

その他,コンクリートに係る試験(骨材,セメント,水等の各種試験)を行っています。



香川県中古自動車販売商工組合

JU香川とは全国10,000社の中古車販売店が加盟する全国組織の香川県支所です。



『JUメンバーショップは
中古車選びの安心マーク』

JU香川

検索

<https://www.ju-kagawa.com>

香川県中古自動車販売商工組合

〒761-8013 高松市香西東町278-1 TEL (087) 881-8831 FAX (087) 881-8832

最もよろこばれる贈り物は

やっぱり! ギフトカードに決まりダネ!!

お中元、お歳暮の贈り物に 冠婚葬祭の贈り物、誕生日プレゼントに

ゴルフのコンペの賞品・景品に

ギフトカード(商品券)のお買い求めは…たかせん・コープかがわ全店舗にて

たかせん グループ TEL.087-851-0051



たかせんテレコムドコモショップ お近くのお店へお気軽にどうぞ!



たかせんテレコムホームページ

<http://www.takasentelecom.co.jp>



高松食肉事業協同組合

代表理事 二川 隆一

〒761-8031 高松市郷東町587-197

TEL 087-832-8880 FAX 087-832-8070

株式会社フタガワフーズ
株式会社七星食品
有限会社上野精肉店
株式会社観光精肉
株式会社カワイ
川原精肉店
株式会社日露本店
株式会社フジ
有限会社壽屋
株式会社山食

株式会社ササハラ
玉木食品株式会社
天野精肉店
伊藤ハム米久ホールディングス(株)
北谷精肉店
有限会社肉のキミズ
有限会社東原商店
三ツ輪精肉店
株式会社クリエイティブ野上

有限会社花園精肉
有限会社鬼無精肉センター
有限会社肉の山本
有限会社高原精肉店
香川県農業協同組合
西日本フード株式会社
有限会社松屋
株式会社森山商店
香川県肉牛出荷株式会社



西日本自動車共済協同組合

西日本自動車共済協同組合は
中小企業者および個人事業主の皆さまのための
共済組合です。



西日本自動車共済協同組合 香川県支部

〒760-0022 高松市西内町 4-6 神原ビル 2F TEL 087-822-6309 FAX 087-822-6505

香川県室内装飾事業協同組合

理事長 藤井 武志

高松市上福岡町758-8 TEL 087-862-5598 FAX 087-861-4901
URL <https://www.kasoukyo.com>

営業種目

栗石、割石、庭石、割コッパ、土砂

庵 治 石 開 発 協 同 組 合

代表理事 三 好 康 治 他組合員一同

香川県高松市庵治町6391番地176 TEL (087)871-2384
FAX (087)871-2380

香川県ホテル旅館生活衛生同業組合

理事長 三 矢 昌 洋 他組合員一同

〒760-0021 高松市西の丸町10-15 西の丸ビル3F TEL 087-851-2661 FAX 087-851-2662

川 重 坂 出 事 業 協 同 組 合

理事長 神原 満 他組合員一同

事務所 〒762-0062 坂出市川崎町1番地 TEL.0877-46-8060 FAX.0877-44-2859

社会資本整備のために 尽くす香川の碎石業界

香川県碎石事業協同組合

理事長 辻村 啓一 他組合員一同
高松市栗林町1丁目12-1 TEL(087)831-1827

香川県農機具商工業協同組合

代表理事 真鍋 道雄 他 役職員一同
〒760-0031 高松市北浜町8番12号
TEL.(087)821-8731 FAX.(087)821-8730

香川県石油商業組合 香川県総合エネルギー協同組合

理事長 国東 宣之
高松市天神前10-5 高松セントラル・スカイビルディング8F TEL.087-833-9665

国土交通省認可 自総230号

赤帽香川県軽自動車運送協同組合



あかぼう

代表理事 若葉 精志

高松市国分寺町柏原336番地1 TEL.087-875-1919 ● <http://kagawa.akabou.jp>

官公需適格組合証明組合

香川エルピーガスクリーン協同組合

●代表理事 三好 浩之 ●専務理事 井上 正文

取扱業務:プロパンガス、各種ガス器具、ガス配管設備販売

事務所:〒760-0079 高松市松縄町1132番地17 TEL.087-865-0728 FAX.087-865-0748

外国人実習生受入れ制度事業・共同精算事業などいつでもご相談下さい

詳しくはホームページまで

ハイウェイサービス四国 協同組合

代表理事 国東 照生

高松市藤塚町2丁目11-20 TEL(087)863-0606 FAX(087)863-0799

●ホームページ <http://www.highwayshikoku.jp/> ●E-mail highway@mail.netwave.or.jp



協同組合 庵治石 振興会

代表理事 上野 武志

〒761-0130 香川県高松市庵治町230番地1

TEL(087)871-4170 FAX(087)871-4110

E-mail:sinkokai@helen.ocn.ne.jp

香川県書店商業組合

代表理事 宮脇 範次

〒760-0064 高松市朝日新町16番14号

TEL.087-821-2216 FAX.087-821-2205

全国建設業協同組合連合会会員

中讃建設業協同組合

代表理事 横田 昌宏 副理事長 岩崎 泰光

善通寺市与北町189番地 TEL (0877) 62-1577

政策金融の
担い手として、**安心と挑戦を支え、
共に未来を創る。**



日本政策金融公庫

高松支店
高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル

日本公庫は、民間金融機関の取り組みを補完し、
事業に取り組みの方々等を支援する政策金融機関です。

国民生活事業
0570-085298

農林水産事業
087-851-2680

中小企業事業
087-851-9141



国際ビジネス日本語学校
International Business
Japanese Language School

国際ビジネス日本語学校

International Business
Japanese Language School

Address: 〒761-8054
香川県高松市東ハゼ町689番地1

TEL:087-802-8922

FAX:087-802-8923

EMAIL: ototake.k@kokusai-bjls.jp

HP: //https://kokusai-bjls.jp



05410000000000000000



国際ビジネス協同組合

代表理事 乙武香織 外組合員一同

【高松本社】

〒760-0080 香川県高松市木太町5109番地3
ダイアパレス木太三番館103

TEL:087-899-5640 FAX:087-899-5641

EMAIL:kokusaikumiai2015@yahoo.co.jp

【静岡支部】静岡県焼津市中島847番地の4

【埼玉支部】埼玉県熊谷市石原3-7

【兵庫支部】兵庫県加西市北条町北条748-5



設備資金に

運転資金に....

けんしんは
あなたを応援する地元の金融機関
です。
お気軽にご相談ください。



高松市亀井町 9-10 TEL(087) 833-3311
<http://www.kagawaken.shinkumi.jp/>



香川県造園事業協同組合

〒761-8026 高松市鬼無町鬼無741-1
TEL(087)881-0772 FAX(087)881-0773
URL/<http://www.kagawa-zouenkumiai.jp>

花とみどりで美しい香川を!

八百屋さん募集中です

食の安全を旗印に
日夜消費者のニーズにお応えすべく
品揃えをしています

 高松青果物商業協同組合

高松青果物商業協同組合
代表理事 江村明哲

〒760-0065 高松市朝日町3丁目8番25号
TEL (087) 861-3835 FAX (087) 861-3157



中小企業のみなさまを、
全力でサポートします。



KAGAWA GUARANTEE

香川県信用保証協会



TEL : 087-851-0062 <https://www.kagawa-cgc.com>

商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

高松支店 087(821)6145 〒760-0052 高松市瓦町1-3-8



人を思う。未来を思う。

商工中金